

大阪湾圏域広域処理場整備基本計画の 変更について

令和4年6月
国土交通省 港湾局

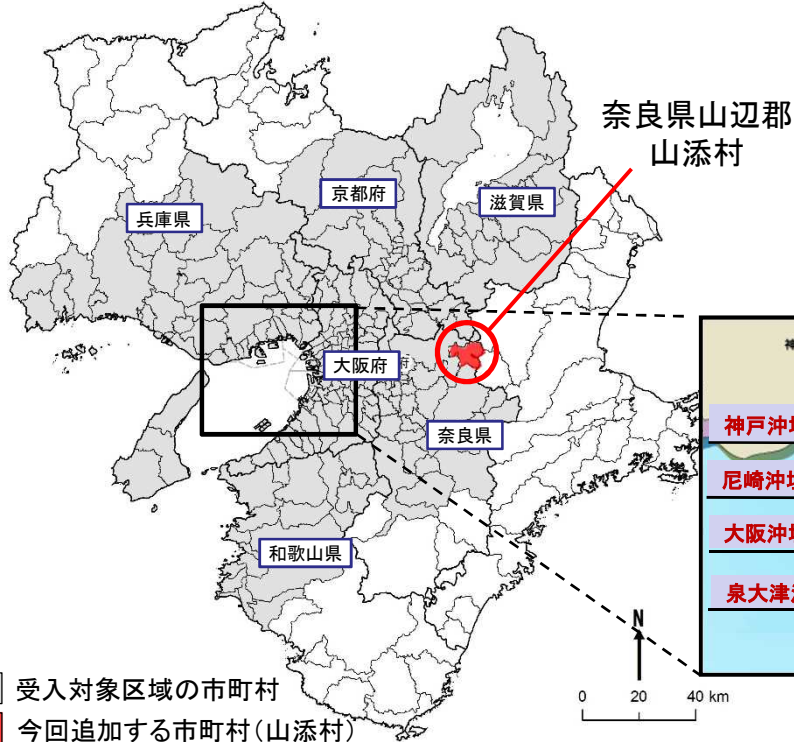
大阪湾圏域広域処理場整備事業について

- 近畿の2府4県168市町村から発生する廃棄物を適切に処理するため、廃棄物等の広域的な処分場を整備するとともに、廃棄物等の埋め立てによる造成地を港湾施設用地等として活用する事業。
- 「広域臨海環境整備センター法」(昭和56年法律第76号)に基づき、大阪湾広域臨海環境整備センターが基本計画を作成し、当該事業を実施。
- 基本計画の変更には、同法に基づく主務大臣(環境大臣及び国土交通大臣)の認可が必要であり、さらに国土交通大臣は、認可にあたり交通政策審議会の意見を聴く必要がある。

○受入対象区域及び処分場の位置

2府4県の168市町村

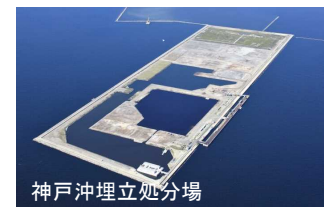
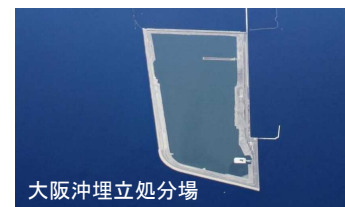
(京都府、大阪府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県)
大阪府及び滋賀県については、府県の全市町村が対象区域



○基本計画に定める事項

- ① 広域処理場の位置及び規模
- ② 廃棄物の受入対象区域、廃棄物の種類、量、受入れの基準
- ③ 広域処理場の建設工事の施行に関する事項(事業費、工事期間等)
- ④ 海面埋立ての実施に関する事項(埋立期間等)
- ⑤ 海面埋立てにより造成される土地に関する事項(土地利用)
- ⑥ 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する事項
- ⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、広域処理場の整備に関する事項

赤字: 今回変更する内容



基本計画の変更について

- 奈良県山辺郡山添村の自前処分場の終了に伴い、山添村が焼却委託をしている天理市から「山添村の廃棄物を受入して欲しい。」と大阪湾広域臨海環境整備センターに相談。
- 山添村からの要望書・奈良県からの進達を添えて、令和3年10月に環境省が山添村を広域処理対象区域に指定(告示)(※)。

➡ 環境大臣が指定した広域処理対象区域に基づき、奈良県山辺郡山添村を受入対象区域に追加。

※ 環境省の広域処理対象区域設定の基本的な考え方は、「近畿圏2府4県のうち大阪湾及びその周辺海域の集水域を含む市町村、及びその市町村と一部事務組合を形成しているなど社会的一体性が強いとみなされる市町村」である。

受入対象区域の追加

○ 広域臨海環境整備センター法第二〇条第2項に定める認可基準

変更前	変更後
2府4県168市町村	2府4県169市町村

項目	山添村の適合
一 広域処理場の位置及び規模と受け入れる廃棄物の種類及び量並びに受入対象区域が相応していること。	山添村からの受入量は計画量の0.02%であり、毎年度の計画受入量に対する実績受入量が数%程度低くなっているため、山添村からの廃棄物を受け入れたとしても容量を新たに増加させる必要はなく相応していると考えられる。
二 広域処理場の建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てが、円滑かつ能率的に行われるよう配慮されていること。	広域処理場にて受け入れる場合、既に受入対象区域に指定されている天理市からの廃棄物とともに受け入れることとなり、円滑かつ能率的に行われると考えられる。
三 造成された土地が、港湾の機能の推進及び周辺地域における生活環境の向上に寄与するように利用されるものであること。	今回の計画変更は受入対象区域の追加であるため、第二〇条第2項第三号～第五号に関係する内容に変更はない。
四 廃棄物の受入れの基準が、関係地方公共団体が実施する廃棄物の減量化等の背策の推進に寄与するものであること。	
五 広域処理場の位置及び規模の決定並びにその建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たって、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整並びに周辺海域における生活環境並びに港湾及びその他の周辺の海洋環境の保全等については十分配慮することとされていること。	

山添村 諸元	
人口	3,350人 (令和3年5月現在)
区域面積	66.52km ²
ごみ排出量	974トン (令和2年度)
最終処分量	126トン (令和2年度) ※現在、天理市に処理委託し、 村内にある同市処分場にて最終 処分